申込情報	
様式名	【特定技能所属機関・定期1・3】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出
整理番号	543255535635
処理状況	処理待ち
申込日	2024年01月13日

# 申込内容

## 受入れ状況に係る届出及び活動状況に係る届出

### 出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号及び第3号の規定により、以下のとおり届け出ます。

記

画面入力

### 1 届出対象期間

2023年 第4四半期(10月1日から12月31日まで)

### 2 特定技能所属機関

法人番号(13桁)	2040005013850
特定産業分野	介護分野
(ふりがな)	いりょうほうじんしゃだんそうぞうかい
氏名又は名称	医療法人社団創造会
	<b>〒270-1101</b>
住 所	千葉県我孫子市布佐834番地28
	04-7189-1111 **

3 報酬に関すること

<sup>※ 「</sup>届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1四半期」、4月1日~6月30日を「第2四半期」、7月1日~9月30日を「第3四半期」、10月1日~12月31日を「第4四半期」とし、該当する届 出対象期間を記載すること。ただし、初回の報告の始期は1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人(以下「特定技能外国人」という。)が在留資格「特定技能」の許可を受けた日とすること。

- (1) 特定技能外国人に対する報酬の支払状況(報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。)
  - 「特定技能外国人に対する報酬の支払状況」欄及び別添資料のとおり。
- (2) (1) の特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員に対する報酬の支払状況

別添の資料のとおり。

#### 4 雇用状況に関すること

	在籍者数 (届出期間末日における雇用者 数)	新規雇用者数 (届出期間中に新規雇用した人数)	自発的離職者数 (届出期間中に自己都合退職した 人数)	非自発的離職者数 (届出期間中に解雇等会社都合で退 職した人数)	行方不明者数 (特定技能所属機関の責めに帰すべき事由かを問わない)
(a) 特定技能 1 号	1人	八0	0人	0人	0人
(b) 特定技能 2 号	0人	0人	0人	0人	0Д
(c) (a)と同一の業務に従事する日本人従業員	35人	0人	0人	0人	
(d)(a)と同一の業務に従事する外国人従業員	15人	0人	1人	0人	
(e) (b)と同一の業務に従事する日本人従業員	0人	0人	0人	0人	
(f) (b)と同一の業務に従事する外国人従業員	0人	0人	0人	0人	
(g)(c)ないし(f)以外の従業員(日本人+外国人)	709人	12人			

- 5 労働保険の適用状況に関すること
- (1) 雇用保険の適用について

①雇用する全ての特定技能外国人について,

雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること)

②納付すべき雇用保険の保険料について,

納期限が到来した保険料の納付を行った。

(2) 労災保険の適用について

労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。

- 6 社会保険の加入状況に関すること
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人について,

健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること)

(2) 特定技能所属機関が納付すべき社会保険料(健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、

特定技能所属機関自身の国民健康保険及び国民年金保険の保険料(又は保険税))について、

納期限が到来した保険料の納付を行った。

- 7 税の納付状況に関すること
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人に関する税(所得税及び住民税等)の納付状況について、

特定技能外国人から徴収した税(所得税及び住民税)の全てについて納付を行った。

(2) 特定技能所属機関に関する税(特定技能所属機関が法人の場合は法人税,法人住民税等。個人事業主の場合は,所得税,住民税等。)の納付状況について,

納付すべき税について納付を行った。

- 8 安全衛生の状況に関すること
- (1) 労働安全衛生の確保

雇用する全ての特定技能外国人について、

労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っています。

- (2) 届出対象期間内に、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書(任意書式)を添付すること。
- 9 特定技能外国人の受入れに要した費用の額

① 1号特定技能外国人支援計画の実施に要した費用								
対象者数(届出対象期間内に受け入れていた 1 号特定技能外国人の総数)								
② 受入れの準備に要した費用	0 円	(うち外国人負担分	0 円)					
対象者数(届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人の総数)			0 人					
(内訳)1号特定技能外国人数		0 人						
2号特定技能外国人数		0 人						
※「受入れの準備に要した費用」欄については、届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関する費用に関し、								
特定技能所属機関、特定技能外国人が負担し	た額について,名目を問わず計上するこ	٤.						

### 10 その他の適格性に関すること

届出期間内において、行政機関からの指導があった場合等、特定技能所属機関の適格性に関する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書(任意書式)を添付すること。

### 11 本届出に係る担当者

氏名	渡辺匡子	
役職名	国際部長	
本の	(事務所) 04-7189-1250	*
連絡先(電話番号)	(携 帯) 090-8058-8732	

(注意)

- 1 2欄について、特定技能所属機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。
- 2 3欄については、「特定技能外国人に対する報酬の支払状況」に必要項目を入力の上、(1)及び(2)に係る以下の事項を明らかにする資料(賃金台帳等)を添付すること。
- ① 届出の対象期間中に雇用していた特定技能外国人について
- ・届出の対象期間内に特定技能外国人に対して支払った月額報酬(基本給額、支給総額、割増賃金、手当額、賞与額、法定外控除額、法定控除額、差引支給額)
- ・届出期間内の月ごとの労働状況 (労働時間, 所定時間外労働時間)
- ② 同等報酬について比較対象日本人労働者がいる場合は当該日本人労働者について
- ・届出の対象期間内に比較対象日本人労働者に対して支払った月額報酬(基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、控除額、差引支給額)
- 3 4欄の「在籍者数」欄には、新規雇用者数を含んだ数を入力すること。
- 4 4欄について、非自発的離職者を発生させている場合は、労働基準法第107条に規定する労働者名簿の写しを添付すること。
- 5 4欄について、行方不明者を発生させている場合は、その都度、「受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)」の届出を行うこと。
- 6 5欄(1)①及び6欄(1)について、被保険者資格取得手続を未了の場合は、当該手続が未了である特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍又は地域、住居地、在留カード番号及び手続が未了である理由について記載した理由書(任意様式)を提出すること。
- 7 5欄 (1)②、6欄 (2)及び7欄について、保険料又は税の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない保険料の種類又は税目及び理由、特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び理由について記載した理由書(任意様式)を提出すること。
- 8 9欄②の「受入れの準備に要した費用」の側の「特定技能外国人の総数」には、届出対象期間内に在留資格「特定技能」に係る上陸許可又は在留資格変更許可を受けた特定技能外国人のうち、実際に就労を開始していない者も含む。

特定技能所属機関の氏名又は名称	医療法人社団創造会	
作成責任者の氏名	渡辺匡子	
電話番号	0471-89-1250	3

20240113103923.pdf

注意 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

特定技能外国人の受入れ状況 特定技能外国人に対する報酬の支払状況

氏名 生年月日(性別)		住居地	特定技能外国人の活動状況				派遣先の氏名又は名	該当月	支給総額	**71	法定控除額	当該特 国人の 定する
国籍・地域	在留カード番号	任店型	活動(就労)場所	活動(業務)内容	活動	日数	称及び所在地	該国力	又和称領	差引支給額	<b></b>	て比較た行
					10月	21日		10月	217690円	171984円	45706円	比較対 日本人
(氏名) LOTHI LAP	(生年月日) 1998年06月05日 女	〒270-0011 千葉県松戸市根木内102-1	変更なし	変更なし	11月	22日	変更なし	11月	220690円	177536円	43154円	いない業務に
1		5 クロノス根木内23号	変更なし	変更なし	1173	220	変更なし	12月	217690円	176254円	41436円	日本人
(国籍・地域) ベトナム	(在留カード番号) NP02493241ER				12月	22日		合計	656070円	525774円	130296円	を 変
(氏名)	(生年月日)	=										
(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
3 (氏名)	(生年月日)	Ŧ										

	101/13 10.33					成因,豆鸡又1友饭	уфиция, п т пп			 	
t	(国籍·地域)	(在留カード番号)						-	숌計		
Ť											
	(氏名)	(生年月日)								 	
ŀ			₸					 			
t	(国籍・地域)	(在留カード番号)	-						솜計		
Ì											
١,	(氏名)	(生年月日)									
5			〒								
Ī	(国籍・地域)	(在留カード番号)							슴計		
١	(氏名)	(生年月日)	_								
О			₸								
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							슴計		
7	(氏名)	(生年月日)	<del>⊤</del>								
_											
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計		
8	(氏名)	(生年月日)	<del>-</del>								
								-			
1	(国籍·地域)	(在留カード番号)							슴計		
9	(氏名)	(生年月日)	<del>-</del>							 	
_											
Ľ	(国籍・地域)	(在留カード番号)							숌計		
1	(氏名)	(生年月日)	Ŧ								
_					-						
4	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計		
1	(氏名)	(生年月日)	₹								
L	condition to be before	(±17)							0		
1	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計		

(特定技能外国人の受入れ状況 注意)

<sup>1</sup> 本入力欄は、届出期間中の在籍者について入力し、届出期間中に受入れを終了した者については受入れ終了までの事項を入力する。

- 2 「届出の対象期間」は1月1日~3月31日を「第1四半期」、4月1日~6月30日を「第2四半期」、7月1日~9月30日を「第3四半期」、10月1日~12月31日を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を入力する。また、初回の報告の始期は、1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人又は2号特定技能外国人又は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能の2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外国人工は2号特定技能外表生
- 3 「活動(就労)場所)及び「活動(業務)内容」は、出入国在留管理庁へ直近で提出した雇用条件書(参考様式第1-6号)の内容から変更が生じた場合は「変更あり」にチェックをすること。なお、「変更あり」の場合は、併せて「特定技能雇用契約の変更に係る届出(参考様式第3-1-1号)」を行う。
- 4 「派遣先の氏名又は名称及び所在地」は、特定技能外国人を派遣労働者として業務に従事させる場合のみ記載し、出入国在留管理庁へ直近で提出した就業条件明示書(参考様式第1-13号)の内容から変更が生じた場合は「変更有り」にチェックをする。なお、「変更有り」の場合は、併せて「特定技能雇用契約の変更に係る届出(参考様式第3-1-1号)」を行うこと。
- 5 受入れ終了者については、受入れ終了前の届出期間中に、出入国在留管理庁へ直近で提出した雇用契約書の内容から変更が生じていた場合は「変更あり」にチェックをする(受入れ終了の事実は「変更あり」に含めない。)。

### (特定技能外国人に対する報酬の支払状況 注意)

- 1 「特定技能外国人の受入れ状況」欄に入力した「No」欄に対応する特定技能外国人について入力する。
- 2 別派として、特定技能外国人及び比較対象となる日本人労働者(いない場合は、同一の業務に従事する日本人従業員)に係る報酬額を明らかにする資料(賃金台帳等)を添付すること。